

千葉大学ハドロン宇宙国際研究センター運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉大学ハドロン宇宙国際研究センター規程第5条第2項の規定に基づき、千葉大学ハドロン宇宙国際研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、千葉大学ハドロン宇宙国際研究センター（以下「センター」という。）の管理運営及び教育研究に関する重要事項を審議する。

(組織)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 副センター長
- 三 センター長が指名する者
- 四 その他運営委員会が必要と認めた者

2 前項第3号及び第4号の構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項第3号及び第4号の構成員は、センター長が委嘱する。

(委員長)

第4条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した構成員が、その職務を代行する。

(議事)

第5条 運営委員会は、構成員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 海外渡航及び休職中の者は、前項の算定基礎数に含めないものとする。

3 運営委員会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の出席)

第6条 委員長は、必要と認めるときは、構成員以外の者を運営委員会に出席させることができる。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、西千葉地区事務部理工系総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、別に定め

る。

附 則

- 1 この規程は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 第3条第1項第3号及び第4号の規定により最初に選出された委員の任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

[制定理由]

千葉大学ハドロン宇宙国際研究センターの設置に伴うもの